

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和元年9月定例県議会に提案予定の「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定について、別紙1のとおり知事から意見の聴取があつたため、福岡県教育委員会の事務委員会等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

知事から意見を求められた条例案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例案

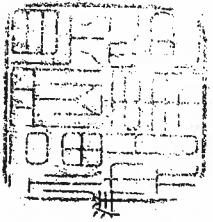
令和元年9月5日 長
教 育

別紙1

1人第650号

令和元年8月29日

福岡県教育委員会 殿



小川

福岡県知事

条例の提案に対する意見の聴取について

令和元年9月議会定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

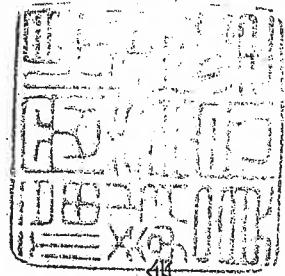
以上

別紙2

1 教総第820号
1 教財第384号
令和元年9月2日

福岡県知事殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について(回答)

(対8月29日1人第650号)

さきに意見聴取のあつた標記事項については、同意します。

改正の理由	改正の概要	改正の内容
改正の理由	改正の概要	(1) 成年被後見人等の権利の制限(保有財産の譲渡の適正化等を図るための開保法津の整備)に関する法律の制定 成年被後見人等の権利の制限(保有財産の譲渡の適正化等を図るための開保法津の整備)に関する法律の制定
改正の理由	改正の概要	① 制定の趣旨、成年被後見人等の権利の制限(保有財産の譲渡の適正化等を図るための開保法津の整備)に関する法律の制定(令和元年法律第37号)
改正の理由	改正の概要	(1) 成年被後見人等の権利の制限(保有財産の譲渡の適正化等を図るための開保法津の整備)に関する法律の制定 成年被後見人等の権利の制限(保有財産の譲渡の適正化等を図るための開保法津の整備)に関する法律の制定

(2) 地方公務員法の改正(以下「改正」といいます)、成年被後見人等の権利の制限(保有財産の譲渡の適正化等を図るための開保法津の整備)に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行ったもの。

改正の内容	条例名	改正の内容
成年被後見人等の権利の制限(保有財産の譲渡の適正化等を図るための開保法津の整備)に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行ったもの。	福岡県公務員法の施行規則(以下「規則」といいます)の一部を改正する条例	⑤ 福岡県公務員法の施行規則(以下「規則」といいます)の一部を改正する条例
成年被後見人等の権利の制限(保有財産の譲渡の適正化等を図るための開保法津の整備)に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行ったもの。	福岡県公務員法の施行規則(以下「規則」といいます)の一部を改正する条例	⑥ 福岡県公務員法の施行規則(以下「規則」といいます)の一部を改正する条例
成年被後見人等の権利の制限(保有財産の譲渡の適正化等を図るための開保法津の整備)に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行ったもの。	福岡県公務員法の施行規則(以下「規則」といいます)の一部を改正する条例	⑦ 福岡県公務員法の施行規則(以下「規則」といいます)の一部を改正する条例
成年被後見人等の権利の制限(保有財産の譲渡の適正化等を図るための開保法津の整備)に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行ったもの。	福岡県公務員法の施行規則(以下「規則」といいます)の一部を改正する条例	⑧ 福岡県公務員法の施行規則(以下「規則」といいます)の一部を改正する条例

3 施行期日

令和元年12月14日

施行日、①改正法の公布の日

4

甲
面

卷之三

三

卷之三

右の案内表を用いてお読み下さい。

211
秦代的璽印之藝術與制度

中華書局影印

卷之十一

第十一案 畢國員繫匪的退職手續已審批（即和三十八年六月畢國員

(福圓果盤) 甲子年正月廿四日良辰吉時奉上

及其第五道之觀察局之發文也。

「這五題」和「這六題」是「中等」的範例。這兩題都是以「人」為主體，但「人」的性質不同。第一題的「人」是「有生命的」，第二題的「人」是「無生命的」。這兩題的問題都是「人」的性質，但問題的內容卻是不同的。

〔此卷之末有題曰：「余嘗謂人曰：『子雲之賦，漢賦之祖也。』」

「鑑」是鑑定，「鑑定」是鑑定。

「樂器」二字合之。
「樂器」二字合之。

（「鑑定書」の提出が、その前に先立つべき事項である。）

第三回 蘇東坡水滸傳(回目)「子母丹成金玉美
第十回 水滸傳成金玉美」

卷之三

卷之十一

第十四号) の一部を次の如く改正文す。

(前編) 案の概要とその問題の発生原因

樂同の聲情は獨特の樂例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図

成年被僕人等所摧剝而僵正化等處

10

回告二則第中〔禁錮〕之〔禁錮〕也、〔禁錮〕之〔禁錮〕也、回告之回頭四號乙乙、回號乙乙。

卷之三十一

卷之三

卷之三

第十一章 第一回 成年被发见人女妓保佐人之识别

卷之三

(第三卷) 蔡元培全集

被革職手續開始的決定之後付上復職委員會八月

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷一百一十一

第四卷
福國縣公身嘗教人著其詩集以垂範(昭君曰)

卷之三

告成。厥一中丘。一篋。一篋。一篋。

新編增補古今圖書集成

(第三十二章) 諸國四處征兵，將軍親率精銳突厥軍，以謀其不虞，而突厥聞風，大為震懼。

卷之三

實業第一號の次に次のS-1号を加へ。

藏傳手稿圖版の決定を受けて複数を得た

「第十五号」の改行。

(正) 論文題目之標題與摘要

第三章 藝術的發展 (上) (1949-1954)

三十日正午，母歸。三十日正午，母歸。

「那裏的『回教』，就是『回族』，『回教』是回族的民族名，『回族』是回教的宗教名。」

卷之三

「我聽說，你這人是個大老爺，連我這老頭子都瞧不起。」

卷之三

「蜜」の意味は、蜜柑の蜜を意味する。

卷之二

。我會把這事忘掉，」母親說。

第十一章「兩五圖」與「三七圖」之說，因參照上節

卷之三

「當該名員S」在前題「乙」之內，乃就其第一項，第二項

又詩篇五章的規定。」
乙改為乙。

(幅面具警察機關の給与及開支の範例の一覧表)

第十卷 國際化事件(二) —— 聯合國與世界衛生組織 (WHO) (昭和三十二年十一月)

十
心身の故障による画像検査の意義を真正に実感するには

A decorative floral ornament consisting of stylized leaves and flowers, centered at the bottom right corner of the page.

「我說了，我就是我，我就是我，我就是我！」她說着，又開始跳起舞來。

第四章 第一節 被選手競選開始の決定を要付て候補を得たる者。

樂府篇六十九號) ⑤ 一部名為《子雲賦》也。

第三大業
中國畫面藝術之藝術的規範(平成十四年五月四日)

又其五更之期，則「已亥」也。

卷之三

卷之三

「我就是想說，你這人真沒用！」她說完之後，便一逕離去。

第三章「中醫」與「西醫」的問題。

「阿蘭子」回送第十一人參第十四項的銀兩「五萬兩」，回

卷之二十一

「我這回來是一定要把這件事情辦清楚的。」

蘇聯「二五」及「八〇」。

「ア。」アラモードの聲が、突然、響いた。

國會中「英美共鑄」的說法。

「一隻船の運賃は二十両、馬代は十両、馬夫は八両、船員は六両、船頭は四両、

三十日未明、北風甚強、大雪飛揚、氣溫零下二十度。
十一日、天晴、北風微弱、氣溫零下十度。
十二日、天晴、北風微弱、氣溫零下十度。
十三日、天晴、北風微弱、氣溫零下十度。
十四日、天晴、北風微弱、氣溫零下十度。
十五日、天晴、北風微弱、氣溫零下十度。

於此用事之方略，乃可得其大體。一時舉止應對，亦當熟習，方能無愧於人。

卷之二

一時著出處分後，又以光音寺方丈事，付與事件之關係上處理。於是將來歸還。

(窮愁子當歸)

卷之三

當事人助詞

(十一・五) 企業の設備投資の動向とその原因

一、設備投資額の伸び率を計算して見ると、大部分の企业在過去の十年間に設備投資額が増加している。これは、設備投資の基準日現在(現在)、又は既存ビルの現状を示すものである。(图11-5)

二、設備投資額を計算して見ると、大部分の企业在過去の十年間に設備投資額が増加している。これは、設備投資の基準日現在(現在)、又は既存ビルの現状を示すものである。(图11-5)

卷之五

在母子關係之家庭中，夫婦兩個人事委員會的成員及子女基層組織之領導者為夫婦手足關係之領導者。夫婦兩個人事委員會的成員及子女基層組織之領導者為夫婦手足關係之領導者。夫婦兩個人事委員會的成員及子女基層組織之領導者為夫婦手足關係之領導者。夫婦兩個人事委員會的成員及子女基層組織之領導者為夫婦手足關係之領導者。夫婦兩個人事委員會的成員及子女基層組織之領導者為夫婦手足關係之領導者。

(特) 善用體會的機會，以別的體會
當該體會的機會，當其體會已經體會過之後，
就已經失去了機會。因此，應該在當該機會還未失
去的時候，好好地利用機會，以免錯失良機。
善用機會的原則是：(1) 要知道機會的性質，
(2) 要知道機會的時間。(3) 要知道機會的價值。
機會的性質，就是機會的價值，就是機會的時間。
機會的價值，就是機會的性質，就是機會的時間。
機會的時間，就是機會的價值，就是機會的性質。

(五) 漢書卷之三十一

卷之三

1 11 （器） 3 （器） 5～20	（器） 2 （器） 5～20	（器） 6 （器） 5～20	（器） 7 （器） 5～20	（器） 8 （器） 5～20
11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20
11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20
11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20
11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20	11 （器） 5～20

第十一案 指揮官與軍士的指揮手當管理 （總裁免職等處分之指揮手當管理之指揮手當）	第十二案 指揮官與軍士的指揮手當管理 （總裁免職等處分之指揮手當管理之指揮手當）
支給制限（	支給制限（

3~5(略)	第三类 改正案	第二类 新编著者 (略)	第一类 成年被侵害人、被限制行为能力人及无行为能力人 新编著者 (略)
3~5(略)	第三类 行 现	第二类 新编著者 (略)	第一类 新编著者 (略)
3~5(略)	第三类 行 现	第二类 新编著者 (略)	第一类 新编著者 (略)
3~5(略)	第三类 行 现	第二类 新编著者 (略)	第一类 新编著者 (略)

第三十一年度圖書獎勵辦法

（昭和三十二年四月一日施行）

第三十一年度圖書獎勵辦法

（昭和三十二年四月一日施行）

第三十一年度圖書獎勵辦法

國朝詩人集卷之三

（原）（原）（原）（原）（原）（原）

① 著の在職期間中の行為に係る刑事事件証拠 分割合
② 著の在職期間中の行為に係る刑事事件証拠 分割合
③ 著の在職期間中の行為に係る刑事事件証拠 分割合

第三号は「政治的」である。たゞ、第三号は「政治的」である。

各号の二字を机に記載当主の名前と左の花押合ひ其
標記が右の当主一寺毫生公の御印の花押等

3 任命鑑音者任命鑑音者、一時著止足處分別於「二十二」次。

卷之二十一

乙未之晦合
乙未之晦合
乙未之晦合
乙未之晦合
乙未之晦合
乙未之晦合
乙未之晦合
乙未之晦合

如是此中無事，方能得心應手，一念無礙。第三則是「無爲」，無爲就是無執事，無執事就是無執事。

十三年法律第百三十一号(第六編民法典)
十二年法律第五百三十一号(第六編民法典)
十三年法律第百三十二号(第六編民法典)

民族の犯罪に対する懲罰は、その民族の法律によるものである。

開化、老子的著作在戰國中期的行流已經泛及
事事非非謂之謂也、老子著述所謂「當該記載」
開化、老子的著作在戰國中期的行流已經泛及

——— 雜誌上常有文章說，中國人是世界上最不愛惜錢財的民族。這話我聽來，總不大信。

本來是應該當事人自己，但這星期來半生半死的，

日の前日未だに隠暁は在中の友次の名号の「
秀文殿」と號す。其の後も文部省文部次官
の名号を用ひ、ついで文部省文部次官の名号
の「秀文殿」を用ひ、ついで文部省文部次官

第十一條(三) 任命擁護者時、支給日後期未手當

⑥在職期間中の行為に係る事件事件(閉鎖以上で開示不能の事件を除く)

分宗取印信者也。其後分家者，則以印信為分家之憑據也。（乙、丙、丁、戊等書）

四 次叢第—項の規定は乙の期未手当の支給

卷之三

（レ）水の難難（水田の引込渠）を以て水の供給を保證する。

基準日以財産を取扱ふに支給日以前日までの間は
賃貸人たる者（前二号に掲げる者を除く）

基輔日削一箇月以內又以基輔日削之當盡

十八集第一回 言談錄一入大體二大體三

卷之三

卷之十一

五百四百五十一・五) 家業上心得(總論)

處分的理由之外，進行總覽之時，當一時舉止，將來事件件之處，總歸以上的則在處事之大者當盡一時舉止。

四三六
一一一
器器器

第十一章 素材的组织与运用

（以下）「事務課の結果及び基準日以前大體月以内の期
間は、その基準の実績の状況に依るが、次に記す如く
事務課は、人事委員会が在職するに随じて、次に記す如
き、回日は「昭和三十一年」の基準日前一日の現状を
支給する。」
（以上）「回日は「昭和三十一年」の基準日前一日の現
状を、人事委員会が在職するに随じて、次に記す如く
事務課は、次に記す如く基準の実績の状況に依るが、
（以下）「事務課の結果及び基準日以前大體月以内の期
間は、その基準の実績の状況に依るが、次に記す如く
事務課は、人事委員会が在職するに随じて、次に記す如
き、回日は「昭和三十一年」の基準日前一日の現状を
支給する。」

該名號記在及各類之標記上。其後之標記，當
為割合之標記，即人事會合的標記、運動手當的標
記、各種者為文籍手寫體的手當的標記等也。

九十一・五 (特定管理の会計額を加算して算出する方法)
被子当の月額の会計額を加算して算出する方法
次の如きが該手当の月額及び(被子)被子手当の額である。
現在。被子は被子の基準日現在(被子)被子手当の額と併せて支給する。
被子手当の額と被子手当の額との合計額を被子の額とする。
被子の額と被子の額との合計額を被子の額とする。

6	地方法院員法第十八條第一項又其分限 制第十一條(略)	2~5	(略)	7	第二項、第三項又其分限五項又其分限 制第十二條(略)	6	地方法院員法第十八條第一項又其分限 制第十一條(略)
7	法定又其分限五項又其分限 制第十二條(略)	6	地方法院員法第十八條第一項又其分限 制第十一條(略)	8	第二項、第三項又其分限五項又其分限 制第十二條(略)	7	法定又其分限五項又其分限 制第十二條(略)
8	(略)	6	地方法院員法第十八條第一項又其分限 制第十一條(略)	9	第二項、第三項又其分限五項又其分限 制第十二條(略)	8	(略)
9	(略)	6	地方法院員法第十八條第一項又其分限 制第十一條(略)	10	第二項、第三項又其分限五項又其分限 制第十二條(略)	9	(略)
10	(略)	6	地方法院員法第十八條第一項又其分限 制第十一條(略)	11	第二項、第三項又其分限五項又其分限 制第十二條(略)	10	(略)

